

財務省告示第十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十七年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年一月十日

財務大臣臨時代理

國務大臣 与謝野 馨

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第五十二回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一
三	法律及びその条項の適	条第一項
三	振替法の適	用等
三	用等	成十三年法律第七十五号。以下
三	振替法の適	「振替法」という。の規定の適
三	用等	用を受けるものとし、その振替
三	振替法の適	機関は日本銀行とする。
四	発行方法	国民年金法等の一部を改正する
四	発行方法	法律（平成十二年法律第十八号）
四	発行方法	附則第三十七条第一項の規定に
四	発行方法	基づき厚生労働大臣から年金資
四	発行方法	金運用基金に寄託された資金に
四	発行方法	よる引受け
五	発行額	額面金額で九百八十二億円
六	払込金額	九百七十九億四千四百六十八万
七	最低額面金	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
八	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金
八	振替単位	額の整数倍の金額によるものと

九 行 行 日
十 行 価 格
十 利 率

十 初 期 利 子
二 期 利 子

十 第 二 期 以
三 後 の 利 子

十 償 還 限
十 償 還 額
十 元 金 支
七 払 込 期 日

す。平 成 十 七 年 十 二 月 二 十 日

額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 七

十 四 銭 八 パ ー セ ン ト

年 〇 ・ 八 パ ー セ ン ト

平 成 十 八 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期

と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た

金 額 を 支 払 っ た 日 支 払 期

が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、

そ の 翌 営 業 日 に 支 払 っ た 日 以 下 、

次 号 及 び 第 十 四 号 に お いて 規 定

す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十

日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お

い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す

る 利 子 を 支 払 っ た 日 。

平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 日

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

日 本 銀 行

平 成 十 七 年 十 二 月 二 十 日